

令和 7 年度大和郡山市建設工事等競争入札参加登録業者審査申請要領（測量・建設コンサルタント等）市外本店業者

大和郡山市が発注する測量・建設コンサルタント等の競争入札に参加しようとする者は、次のとおり関係書類を提出してください。

なお、有資格者決定後に作成される名簿は、市長部局をはじめとして、教育委員会および公社等の発注する測量・建設コンサルタント業務等の競争入札に使用されます。

受付対象者	1. 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の欠格規定に該当しない者
	2. ①測量業者（測量法による登録業者） ②建築設計業者（建築士法による登録業者） ③建設コンサルタント業者（建設コンサルタント登録規程による登録業者） ④地質調査業者（地質調査業者登録規程による登録業者） ⑤補償コンサルタント業者（補償コンサルタント登録規程による登録業者） ※その他コンサルタント業務等（不動産鑑定、土地家屋調査、計量証明事業、特定計量証明事業等） につきましては総務課（物品購入・委託業務等に係る業者登録）への業者登録になります。 <u>（物品購入・委託業務等に係る業者登録申請の申請書等はこちら）</u>
	3. 大和郡山市外に本店を置く者 ※本店を大和郡山市内に移転した場合は、受付期間中に市内本店業者として登録申請をしてください。
	4. 消費税及び地方消費税に未納がない者
	5. 下記の暴力団等排除措置要件に該当しない者 ① 当該者が暴力団であるとき又は当該者の役員等が暴力団員であるとき。 ② 暴力団又は暴力団員が当該者の経営に実質的に関与しているとき。 ③ 当該者が不正な利益を得、当該者の役員等若しくは第三者に不正な利益を得さしめ、又は損害を与える目的で暴力団又は暴力団員を利用しているとき（当該者の役員等が不正な利益を得、当該者若しくは第三者に不正な利益を得さしめ、又は損害を与える目的で暴力団又は暴力団員を利用しているときを含む。）。 ④ 当該者又はその役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与し、その他直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。 ⑤ ③又は④に掲げる場合のほか、当該者又はその役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
有効期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで （2 年間）
受付期間	令和 7 年 1 月 20 日（月）から令和 7 年 2 月 14 日（金）まで （2 月 14 日までの消印有効） 期限厳守
提出方法	郵送に限ります ※受領書と、宛先を記入し、110円切手を貼付した定形の返信用封筒を同封してください。 ※大和郡山市では、物品購入・役務（不動産鑑定、土地家屋調査、計量証明事業、特定計量証明事業を含む）の申請先は総務課管財係です。これらの業種登録も申請される方は、申請書類を同封せず、 別便にて総務課管財係に直接提出してください。
郵送先	〒639-1198 大和郡山市北郡山町 2 4 8 番地 4 大和郡山市役所 都市建設部 入札検査課 入札係 宛
問合せ先	大和郡山市役所 都市建設部 入札検査課 入札係 TEL 0743-53-1151（内線 623、627）
提出部数等	1 部 …… 提出書類を A4 判の紙ファイル（A4 縦）に番号順に綴じて郵送してください。 （受領書と返信用封筒は紙ファイルに綴じないで提出してください） ※紙ファイルの表紙と背表紙に商号又は名称をご記入ください。 ※紙ファイルの綴じ具が金属でないこと。 ※紙ファイルの色の指定はありません なお、提出書類の記載事項や添付書類等に不備がある場合は受付できません。また、 【指定様式】以外で提出された場合も受付できません。 入札係から不備等の連絡を受けたときは早急にご対応ください。

その他	1. 令和6年2月に追加申請をした者の有効期間は令和7年3月31日までです。令和7年4月1日以降も引き続き競争入札に参加しようとする者は、今回申請を行う必要があります。 2. 提出書類の内容と事実が相違していることが後日判明したときは、入札参加資格を取り消すことがあります。 3. 業態調書(様式5-1～5-5)に記載された業種が登録業種となります。なお、登録有効期間内での登録業種の追加及び変更はできません。 4. 関係書類提出後において、該当書類に変更が生じた場合は、その都度、入札検査課に変更届を提出してください。変更届の様式および必要書類については大和郡山市のホームページ(トップ>しごと・産業>入札・契約>入札参加事業者登録>入札参加登録業者申請書(建設工事・コンサルタント業務等)の変更届)からダウンロードしてください。 5. 営業に関し法律上必要とする登録を更新した場合は、その写しを提出してください。なお、手続きの関係上、有効期間内に提出できない場合は、更新手続中であることが確認できる書類の写しを先に提出してください。(郵送又は持参) 6. 新規申請者は、原則として令和7年度の入札に参加できません。また、継続申請者が追加で登録する業種についても、原則として令和7年度の入札に参加できません。 7. 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき国税庁が法人に対して指定した法人番号(13桁)の審査申請書への記載と、その法人番号が確認できる書類の提出が必要です。 ※個人事業者は、記載及び提出の必要はありません。
電子入札の運用について	大和郡山市が一般競争入札の公示又は指名競争入札の通知を行う建設工事及び建設工事に伴う委託業務(植栽等維持管理業務を含む。)の入札については、「電子入札コアシステム」を利用した電子入札方式で行います。 <u>(電子入札についてはこちら)</u>

提 出 書 類

下記の書類のうち、申請に必要な書類を番号順にそろえ、表紙と背表紙に商号又は名称を記入したA4縦判紙ファイルに綴じて1部提出してください。ただし、受領書と返信用封筒は紙ファイルに綴じないで提出してください。

※物品購入・役務の申請書類等を同封しないでください（別便で総務課管財係にご提出ください）。

1	競争入札参加登録業者審査申請書（測量・建設コンサルタント等） 【指定様式】 様式第1号（第5条関係）
2	誓約書 【指定様式】 別紙①
3	委任状（委任先を設ける場合のみ） 【指定様式】 大和郡山市様式2
4	使用印鑑届（入札・契約等に使用する印鑑） 【指定様式】 大和郡山市様式3
5	印鑑証明書（発行日から3ヶ月以内のもの） [写し可]
6	営業に関し法律上必要とする登録の証明書等の写し（更新手続中の場合、その旨確認できるもの） ※「建築設計」の登録について、営業所等に権限を委任する場合は、「委任先営業所」で登録した「建築士事務所登録証明書」の写しを添付してください。その場合は、本店の登録証明書の提出は必要ありません。
7	業態調書 【指定様式】 大和郡山市様式5-1～5-5（申請される業務の調書のみ提出してください）
8	技術者経歴書 【指定の様式はありません】
9	測量等実績調書（直近2年分） 【指定の様式はありません】
10	国土交通省へ提出した現況報告書の写し（直近1年分） ※建設コンサルタント業者、地質調査業者、補償コンサルタント業者のみ ・地方整備局の確認済印があるもの。（本市の受付に間に合わない場合、地方整備局の受付印または受理印のあるもので受付ますが、後日、確認済印が押されたものを提出してもらいます（郵送又は持参）。 ・貸借対照表以下のページの写しが必要です。
11	履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（法人のみ。発行日から3ヶ月以内のもの） [写し可]
12	法人番号が確認できる書類（法人のみ） ※国税庁法人番号公表サイトの法人情報画面（法人の最新情報と変更履歴情報が表示されている画面）を印刷したもの。商号及び住所の変更がない場合（国税庁法人番号公表サイト）は法人番号指定通知書の写しでも可。
13	納税証明書（発行日から3ヶ月以内のもの） ① 消費税及び地方消費税 [写し可] （未納税額のない証明。法人は、その3又は、その3の3） （未納税額のない証明。個人は、その3又は、その3の2） ※免税事業者であっても必ず提出してください。所轄税務署にて発行。 納税証明書交付請求書及び委任状は、国税庁ホームページからダウンロードできます。（国税庁のホームページ）
14	市外本店（測量・建設コンサルタント等）受領書 【指定様式】 （商号または名称をあらかじめ記入しておいてください。紙ファイルに綴じないでください。）
15	受領書返信用封筒 （宛先を記入し、110円切手を貼付した定形の返信用封筒を同封してください。紙ファイルに綴じないでください。）